

平成21年第5回臨時会 吉 岐 市 議 会 会 議 録 (第 1 日)

議事日程 (第 1 号)

平成21年 8 月12日 午前10時00分開会、開議

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

牧永 護

議事日程 (第 1 号の追加 1)

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

3 番 音嶋 正吾
4 番 町田 光浩

日程第 3 会期の決定

1 日間 決定

日程第 4 副議長の選挙

小金丸益明

追加日程
第 1 議席の一部変更の件

議長を20番、副議長を19番

日程第 5 発議第 3 号 吉岐市議会委員会条例の一部改正について

原案のとおり 可決

日程第 6 常任委員の選任

別紙のとおり 決定

追加日程
第 2 議長の常任委員辞任の件

日程第 7 議会運営委員の選任

別紙のとおり 決定

日程第 8 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

今西 菊乃

日程第 9 同意第 3 号 吉岐市監査委員の選任について

市長挨拶、説明
委員会付託省略、同意

日程第10 承認第 8 号 平成 2 1 年度吉岐市一般会計補正予算 (第 4 号) についての専決処分を報告し、承認を求めることについて

財政課長 説明、質疑
委員会付託省略、承認

日程第11 委員会の閉会中の継続調査の件

申出のとおり 決定

追加日程
第 3 発議第 4 号 議会広報特別委員会設置に関する決議について

原案のとおり 可決

日程第12 議員派遣の件

原案のとおり 決定

本日の会議に付した事件
(議事日程第1号に同じ)

出席議員(20名)

1番	久保田恒憲君	2番	呼子 好君
3番	音嶋 正吾君	4番	町田 光浩君
5番	深見 義輝君	6番	町田 正一君
7番	今西 菊乃君	8番	市山 和幸君
9番	田原 輝男君	10番	豊坂 敏文君
11番	中村出征雄君	12番	鷓瀬 和博君
13番	中田 恭一君	14番	榊原 伸君
15番	久間 進君	16番	大久保洪昭君
17番	瀬戸口和幸君	18番	市山 繁君
19番	小金丸益明君	20番	牧永 護君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長	松本 陽治君	事務局次長	加藤 弘安君
事務局係長	瀬口 卓也君	事務局書記	柳原 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	久田 賢一君
教育長	須藤 正人君		
壱岐島振興推進本部理事			松尾 剛君
市民生活担当理事	山内 達君	保健環境担当理事	山口 壽美君
産業経済担当理事	牧山 清明君	建設担当理事	中原 康壽君
消防本部消防長	松本 力君	病院事業管理監	市山 勝彦君
総務課長	堤 賢治君	財政課長	浦 哲郎君

政策企画課長 山川 修君 管財課長 中永 勝巳君

〔市長（白川 博一君）他説明員 着席せず〕

午前10時00分

〔事務局長（松本 陽治君） 登壇〕

事務局長（松本 陽治君） 皆さん、おはようございます。議会事務局長の松本でございます。

本臨時会は一般選挙後初めての臨時会でございます。議長さんが選挙される間、地方自治法第107条の規定によりまして出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日の出席議員の中で、市山繁議員が年長者でありますので、臨時議長の職務を行っていただきたいと思っております。市山繁議員さん、議長席に御着席をお願いいたします。

〔事務局長（松本 陽治君） 降壇〕

午前10時02分開会

〔臨時議長（市山 繁君）議長席へ着席〕

臨時議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。ただいま御紹介をいただきました市山繁でございます。地方自治法第107条の規定によって臨時の議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから平成21年第5回壱岐市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

本日の議事日程表第1号により、本日の会議を開きます。

・ ・

日程第1．仮議席の指定

臨時議長（市山 繁君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

ただいま着席の議席は、当選回数新しい議員から、また、同期の議員さんにつきましては生年月日の遅い順となっております。仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

〔仮議席番号 議員氏名〕

.....

仮議席1番	久保田恒憲君	仮議席2番	呼子 好君
仮議席3番	音嶋 正吾君	仮議席4番	町田 光浩君
仮議席5番	小金丸益明君	仮議席6番	深見 義輝君
仮議席7番	町田 正一君	仮議席8番	今西 菊乃君
仮議席9番	市山 和幸君	仮議席10番	田原 輝男君

仮議席11番	豊坂 敏文君	仮議席12番	中村出征雄君
仮議席13番	鵜瀬 和博君	仮議席14番	中田 恭一君
仮議席15番	榊原 伸君	仮議席16番	久間 進君
仮議席17番	大久保洪昭君	仮議席18番	瀬戸口和幸君
仮議席19番	市山 繁君	仮議席20番	牧永 護君

.....

・

・

日程第2．議長の選挙

臨時議長（市山 繁君） 日程第2、これから議長の選挙を行います。

ここでしばらく休憩をいたします。議員控室に議員の皆さん御集合をお願いいたします。

午前10時03分休憩

.....

午前10時06分再開

臨時議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

議長に牧永護議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長が指名しました牧永議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました牧永議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました牧永議員が議場におられますので、本席から、壱岐市議会会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

牧永議員、議長当選承諾並びにごあいさつをお願いいたします。

〔議員（仮議席20番、牧永 護君） 登壇〕

議員（仮議席20番 牧永 護君） 改めましておはようございます。ただいま議長に選任いただきましてありがとうございます。先ほど若干あいさつを申し上げましたが、非常に厳しい中でございますけど、皆様方の多大なる御支援をいただきまして、壱岐市議会が円滑に運営できますよう努力いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

（拍手）

〔議員（仮議席20番、牧永 護君） 降壇〕

臨時議長（市山 繁君） それでは、これで臨時議長の職務は全部終了いたしました。御協力ありがとうございました。

それでは、牧永議長さん、議長席にお着きください。どうもありがとうございました。

〔臨時議長（市山 繁君）退席、議長（牧永 護君）着席〕

議長（牧永 護君） ここでお諮りします。お手元に配付の議事日程（第1号の追加1）を追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 異議なしと認めます。したがって、議事日程（第1号の追加1）を日程に追加することに決定いたしました。

・ ・

（第1号の追加1）

日程第1．議席の指定

議長（牧永 護君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、壱岐市議会会議規則第4条第1項の規定により、議長において定めることになっておりますので、指定いたします。

ただいま皆様が御着席の仮議席を議席に指定します。

・ ・

（第1号の追加1）

日程第2．会議録署名議員の指名

議長（牧永 護君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、壱岐市議会会議規則第81条の規定により、3番、音嶋正吾議員及び4番、町田光浩議員を指名いたします。

・ ・

（第1号の追加1）

日程第3．会期の決定

議長（牧永 護君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定しました。

（第1号の追加1）

日程第4．副議長の選挙

議長（牧永 護君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

ここでしばらく休憩いたします。議員控室に集合をお願いします。

午前10時11分休憩

.....
午前10時47分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。副議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に小金丸益明議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました小金丸議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました小金丸議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました小金丸益明議員が議場におられますので、本席から、壱岐市

議会会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

小金丸益明議員、副議長当選承諾並びにごあいさつをお願いします。

〔議員（仮議席5番、小金丸益明君） 登壇〕

議員（仮議席5番 小金丸益明君） ただいま指名推選という重き決定を受けまして、本当にありがとうございました。もとより浅学非才の身ではございますが、牧永議長を補佐し、議会内では皆様方とともに、議会の活性化に微力を尽くしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

〔議員（仮議席5番、小金丸益明君） 降壇〕

追加日程第1 . 議席の一部変更の件

議長（牧永 護君） ここでお諮りします。正副議長選挙に伴い、議席の一部変更の件を日程に追加し、追加日程第1とし、これを議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、議席の一部変更の件を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とします。

先例により、20番が議長の席、19番が副議長の席となっておりますので、ただいま正副議長の選挙に伴い、議席の一部を変更します。5番、小金丸議員の議席を19番に変更します。よって、6番以降の議員さんは1つ前の番号へ議席が変更となります。

ここで、事務局長に変更後の議席を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

.....

1 番	久保田恒憲議員	2 番	呼子 好議員
3 番	音嶋 正吾議員	4 番	町田 光浩議員
5 番	深見 義輝議員	6 番	町田 正一議員
7 番	今西 菊乃議員	8 番	市山 和幸議員
9 番	田原 輝男議員	10 番	豊坂 敏文議員
11 番	中村出征雄議員	12 番	鵜瀬 和博議員
13 番	中田 恭一議員	14 番	榊原 伸議員
15 番	久間 進議員	16 番	大久保洪昭議員
17 番	瀬戸口和幸議員	18 番	市山 繁議員
19 番	小金丸益明議員	20 番	牧永 護議員

.....

議長（牧永 護君） ただいまの朗読のとおり議席を変更します。各議員さんの移動をお願いします。

〔議席の移動〕

・ ・

（第1号の追加1）

日程第5．発議第3号

議長（牧永 護君） 次に、日程第5、発議第3号吉岐市議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

お諮りします。本案については、説明並びに委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、説明並びに委員会付託を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、質疑を終わります。これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号吉岐市議会委員会条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

・ ・

（第1号の追加1）

日程第6．常任委員の選任

議長（牧永 護君） 次に、日程第6、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、吉岐市議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、総務文教常任委員に音嶋正吾議員、町田光浩議員、深見義輝議員、市山和幸議員、中田恭一議員、市山繁議員、牧永護議員、厚生常任委員会に小金丸益明議員、町田正一議員、今西菊乃議員、豊坂敏文議員、中村出征雄議員、榊原伸議員、産業建設常任委員会に久保田恒憲議員、呼子好議員、田原輝男議員、鵜瀬和博議員、久間進議員、大久保洪昭議員、

瀬戸口和幸議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、常任委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

午前10時56分休憩

.....
午前10時57分再開

副議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第2．議長の常任委員辞任の件

副議長（小金丸益明君） ただいま休憩中に牧永議長から、議会の公平な運営に当たるために総務文教常任委員会の委員を辞任したいとの辞任願が提出されました。

お諮りします。議長の常任委員会の委員辞任の件についてを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。したがって、議長の常任委員会の委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第2として議題とします。

お諮りします。議長の牧永護議員の総務文教常任委員会の委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。したがって、議長の牧永護議員の総務文教常任委員会の委員の辞任を許可することに決定しました。

ここで議長と交代いたします。

〔議長（牧永 護君） 入場〕

〔副議長（小金丸益明君）と議長（牧永 護君）議長席交代〕

議長（牧永 護君） 次に、常任委員会の正副委員長を決定する必要がありますので、壱岐市議会委員会条例第10条第1項の規定により直ちに総務文教、厚生、産業建設の各常任委員会を招集します。各委員会において委員長及び副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いします。

委員長の互選に関する職務は、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の委員が行うことになっておりますので、よろしくをお願いします。

なお、委員会の場所は、総務文教常任委員会を市議会第1会議室、厚生常任委員会を市議会第

2 会議室、産業建設常任委員会を市議会第 3 会議室と定めます。

それでは、しばらく休憩します。

午前10時58分休憩

.....
午前11時40分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、各常任委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、お知らせします。

総務文教常任委員長に 4 番、町田光浩議員、副委員長に 8 番、市山和幸議員、厚生常任委員長に 6 番、町田正一議員、副委員長に 7 番、今西菊乃議員、産業建設委員長に 1 2 番、鵜瀬和博議員、副委員長に 1 5 番、久間進議員、以上のとおりであります。

（第 1 号の追加 1）

日程第 7 . 議会運営委員の選任

議長（牧永 護君） 次に、日程第 7、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、壱岐市議会委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、町田光浩議員、町田正一議員、豊坂敏文議員、鵜瀬和博議員、中田恭一議員、瀬戸口和幸議員、以上の 6 名を指名したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、議会運営委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

次に、議会運営委員会の正副委員長を決定する必要がありますので、壱岐市議会委員会条例第 1 0 条第 1 項の規定により、直ちに議会運営委員会を招集します。委員会において、委員長及び副委員長の互選をし、議長まで報告願います。

委員長の互選に関する職務は、委員会条例第 1 0 条第 2 項の規定により、年長の委員が行うことになっておりますので、よろしく願いいたします。

壱岐市議会第 2 会議室においてお願いします。

ここでしばらく休憩します。

午前11時42分休憩

.....
午前11時56分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

議会運営委員長に10番、豊坂敏文議員、副委員長に17番、瀬戸口和幸議員、以上のとおりであります。

(第1号の追加1)

日程第8．長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議長（牧永 護君） 次に、日程第8、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に今西菊乃議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました今西議員を長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました今西菊乃議員が長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました今西議員が議場におられますので、本席から、壱岐市議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

今西議員、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員当選承諾並びにごあいさつをお願いしたいと思います。

〔議員（7番、今西 菊乃君） 登壇〕

議員（7番 今西 菊乃君） 議長さんの推選によりまして長崎県後期高齢者医療広域連合議員とならせていただきました。前任が6番の町田議員でございましたので、その意思を受け継いで長崎県内の後期高齢者医療に皆様の御意見を聞きながら参画をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

〔議員（7番、今西 菊乃君） 降壇〕

議長（牧永 護君） ここで暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

午前11時59分休憩

.....
〔市長（白川 博一君）他説明員 着席〕

午後1時00分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで市長よりあいさつの申し出がっておりますので、これを許します。市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） ごあいさつを申し上げます。

本日、平成21年第5回彦岐市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様におかれましては御多忙のところ御出席を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

議員皆様方は、去る8月2日に執行されました彦岐市議会議員一般選挙に当たり、市民皆様の負託を担ってめでたく当選の栄に浴されたわけでございます。まことにおめでとうございます。

また、先ほどは議長選挙におきまして彦岐市議会第3代議長として牧永護氏、副議長に小金丸益明氏が御当選され、まことにおめでとうございます。また、各常任委員会、その他各委員会の委員選任も終わられまして、本日議会体制も整ったところでございます。今後とも御指導、御協力賜りますようお願い申し上げます。

さて、本臨時会に当たり二、三御報告をさせていただきます。

ことしの夏は日照不足や天候不順による農作物への影響、観光への影響等大変危惧しているところでございまして、本市の産業経済、市民生活も一層厳しさをましている状況にあると認識しております。特に、去る7月24日の豪雨につきましては、場所によって時間雨量100ミリを超える記録的な豪雨となり、1名の方が亡くなられ、まことに痛恨のきわみでございます。心から御冥福をお祈りするものでございます。

このほか農地、農業用施設、林地、道路、そして、農作物など非常に大きな被害が発生しております。8月10日現在、概算で農作物の被害額を除き約9億4,110万円の被害額となっております。そのうち急を要するものについて、8月5日付で災害対策関連予算である平成21年度一般会計補正予算（第4号）を専決し、今回御承認を賜ることといたしておりますが、早期復旧に向け全力で取り組んでまいりますとともに、今回の災害対応等につきましては十分検証し、今後の災害対策に万全を期したいと考えております。

次に、市立病院改革についてでございます。

彦岐市立病院改革委員会につきましては、これまで2回の会合を実施していただき、本日議会

終了後、長委員長から議員皆様方に中間報告説明会を行っていただくことといたしております。

この件につきましてはさまざまな御意見をいただいておりますが、現在、市立病院が抱える医師不足の問題や経営赤字の問題等、今抜本的な改革への取り組みを行わなければ、市立病院は存続の危機にあると考えておりました、吉岐市立病院改革委員会を立ち上げたところでございます。これにつきましては市民皆様への説明不足等もございますので、今後市立病院改革に着手した経緯等を十分市民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、市立病院改革につきましては、市民の皆様を守るために何が何でもやり遂げなければなりません。不退転の決意で臨むものでございますので、今後とも御指導、御協力賜りますようお願い申し上げます。

次に、市立一支国博物館、県立埋蔵文化財センターについてでございますが、平成22年春の開館に向け、現在、急ピッチで県関係機関と協議を図りながら、その準備を進めております。今後内容等につきましては、折に触れ御報告をさせていただきたいと考えております。

ただいま御報告させていただきました内容のほかにも多くの行政課題等がございます。私は、こうした行政課題に全力で取り組むとともに、市勢発展のため、全力を傾注してまいります。今後も議員皆様方の格別の御指導、御協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

本日提出させていただきました案件は、監査委員選任の同意と災害対策関連予算である平成21年度一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認の2件でございます。何とぞ慎重な御審議をいただき、適正なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） ここで職員紹介の申し出がっております。久田副市長。

副市長（久田 賢一君） 改選後の初議会でございますので、職員の紹介をさせていただきます。

前列の右側より、政策企画課長の山川でございます。（「山川です。よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）吉岐島振興推進本部理事の松尾でございます。（「松尾でございます。よろしくお願いたします」と呼ぶ者あり）教育長の須藤でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）市民生活担当理事の山内でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）病院事業管理監の市山でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）総務課長の堤でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）財政課長の浦でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）建設担当理事の中原でございます。（「よろしくお願いたします」と呼ぶ者あり）産業経済担当理事の牧山でございます。（「よろしくお願いたします」と呼ぶ者あり）保健環境担当理事の山口でございます。（「山口です。よろしくお願いたします」と呼ぶ者あり）消防長の松本でございます。（「よろしくお願いたします」と呼ぶ者あり）管財課長の中永でございます。（「よろしくお願いたします」と呼ぶ者あり）

それから、本日、教育次長の白石と会計管理者の目良につきましては、所用のために欠席をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(第1号の追加1)

日程第9・同意第3号

議長(牧永 護君) 次に、日程第9、同意第3号壱岐市監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、深見議員の退場を求めます。

〔議員(5番、深見 義輝君) 退場〕

議長(牧永 護君) 提出者の説明を求めます。白川市長。

〔市長(白川 博一君) 登壇〕

市長(白川 博一君) 同意第3号壱岐市監査委員の選任について御説明申し上げます。

本案は議員選任の委員でありました小金丸益明議員が任期満了となりましたことから、その後任として深見義輝議員を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。御審議賜りまして、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長(白川 博一君) 降壇〕

議長(牧永 護君) これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(牧永 護君) 質疑ありませんので、同意第3号についての質疑を終わります。

お諮りします。同意第3号壱岐市監査委員の選任については、壱岐市議会会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(牧永 護君) 御異議なしと認めます。したがって、同意第3号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(牧永 護君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、採決します。この採決は、起立によって行います。

同意第3号壱岐市監査委員の選任については、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(牧永 護君) 起立多数です。したがって、同意第3号壱岐市監査委員の選任について

は同意することに決定いたしました。深見議員の入場を求めます。

〔議員（5番、深見 義輝君） 入場〕

（第1号の追加1）

日程第10・承認第8号

議長（牧永 護君） 次に、日程第10、承認第8号平成21年度吉崎市一般会計補正予算（第4号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本件につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 浦財政課長。

〔財政課長（浦 哲郎君） 登壇〕

財政課長（浦 哲郎君） 承認第8号について御説明いたします。

承認第8号平成21年度吉崎市一般会計補正予算（第4号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、平成21年度吉崎市一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

本日の提出日でございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

専決第8号平成21年度吉崎市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,225万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ251億2,959万2,000円とします。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

地方債の補正、第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」によります。

平成21年8月5日付で専決処分をさせていただいております。

2ページ、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正、歳入及び歳出について、補正の款項の区分の補正額等については、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。歳入歳出予算補正については、事項別明細書で後ほど説明させていただきます。

4ページの「第2表 地方債補正」をお開き願います。

地方債の追加は、災害復旧事業債で、公共土木施設災害復旧事業に係る分であります。限度額、起債の方法、利率、償還の方法は、第2表の地方債補正の記載のとおりでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により御説明いたします。

本一般会計補正予算（第4号）は、7月24日の中国・九州北部豪雨及び6月28日から7月1日の梅雨前線豪雨による災害で、早急に対応しなければならない災害応急工事並びに災害測量調査など、緊急分の災害復旧等の関連予算を専決処分をさせていただきました。

8ページ、9ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。

10款地方交付税、普通交付税8,130万5,000円を追加しております。

12款分担金及び負担金で、農地等災害復旧費受益者分担金を事業費の1割分70万円を、14款国庫支出金で、公共土木施設災害復旧費負担金、補助率8割で応急仮工事分240万円をそれぞれ補正しております。

15款県支出金で、災害弔慰金等補助金375万円は、災害弔慰金の支給等に関する法律によるものであります。農地及び農業用施設災害復旧費補助金350万円は、応急本工事に対する補助率10分の5の補助率であります。それぞれを補正しております。

21款市債、国庫補助対象となる公共土木施設等災害復旧事業に係る分で、60万円を補正いたしております。

次の10ページ、11ページをお開き願います。

歳出で、3款民生費、豪雨災害でお亡くなりになりました御遺族に対して災害弔慰金の支給等に関する法律によって支給される災害弔慰金の補正をいたしております。

5款農林水産業費、被災住宅等林地災害土砂除去作業費補助金は、住居等に土砂被害を受けられた方の財産の再建及び生命の安全確保に資するため、除去作業経費に対して交付するものであり、70カ所分を補正いたしております。補助率等は、対象事業費が40万円以下で2分の1以内の補助率であります。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地及び農業用施設災害復旧費、補正額5,485万5,000円で、内訳として、県及び農政局等への申請の旅費18万9,000円、査定設計書作成業務委託料として3,766万6,000円、318カ所分であります。災害復旧工事、石田町石田西触で住居裏の農地が崩れ、のり面ブロックが住居に倒れて危険な状況でありますので、災害査定前の農地応急本工事1カ所分及び農地・排水路の応急本工事費として33カ所分、計、工事請負費で1,200万円、農地及び農業用施設災害復旧事業費補助金、崩土除去補助金で、緊急分について27カ所分500万円、補助率は事業費の70%以内となっております。

す。それぞれを追加補正いたしております。2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費、補正額2,190万円で、内訳として、道路、河川の応急仮設修繕料、崩土除去費として修繕料を700万円、測量調査費38カ所分で1,190万円、災害復旧工事で、市道初山中央線及び市道土肥田線の応急仮設工事費を300万円をそれぞれ追加補正をいたしております。

次に、12ページに地方債の見込み等に関する調書を記載しております。

以上で説明を終わります。何とぞ御承認のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（浦 哲郎君） 降壇〕

議長（牧永 護君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中田議員。

議員（13番 中田 恭一君） 1点だけお尋ねしたいと思いますが、林地災害の分、今土砂の除去が限度額40万円の2分の1に限り支給となっておりますが、林地災害については家まで来てるんですね、結構。今回の大きな災害で。それで、緊急に土砂を除去しないと、家のほうも危ないということでやっておられるんですが、2分の1という補助率がどこでどう決まるとかなと思って、何か県なりの補助率があるのか、それとも市独自でやっているのか、その辺をお聞きしたいと思いますし、住宅の裏に限っては、もう少し僕は補助率を上げてやって、個人で除去するのは非常に難しいですので、量も多いし、急を要することですので、林地の分についてはもう少し、土砂の除去については補助率を上げてもらうてもよくないかなと思っておりますが、その辺お尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 産業経済担当理事。

産業経済担当理事（牧山 清明君） 先ほどの林地災害でございますが、40万円の2分の1、（発言する者あり）どうも失礼いたしました。補助率につきましては、合併当初協議で、現在、2分の1を出してるところでございます。

議長（牧永 護君） 13番、中田議員。

議員（13番 中田 恭一君） ということは、市で単独で決定してるということですね。農地は2分の1でも待ってくれるんですね。農作物ですから、ある程度は待ってくれるんですけども、林地については住宅のすぐ後ろでございますし、非常に住宅の後ろは機械も入りにくいし、人力でやったりせにゃいかんし、金額がかなりかさむんですね。それと、とにかく急を要さんと、また2次災害のおそれがあります。人命にかかわることですので、もう少し林地に限っては、市のほうで決定しておるのであれば、もう少し見直していただきたいと思っておりますが、かなり苦しんでおられます。出すのに大変と金額が大変ということで、かなり難儀をしておられますので、その辺検討する余地はございませんか。

議長（牧永 護君） 市長。

市長（白川 博一君） 40万円という金額が決まっておりますのは、農地あるいは公共の補助

の最低限が40万円ということでございまして、40万円以下については、農地についても公共についても補助がない。そこで、40万円以下について、農地につきましては2分の1以内の補助をしておるわけですね。国の補助にのらないというところで、それとあわせてたところで、林地についてもそういう40万円という線を引いておると思いますし、2分の1ということになっていると思いますが、ひとつ今、中田議員がおっしゃる事情もわかりますが、きょう即答はできませんけど、検討させていただきたいと思っております。

議長（牧永 護君） 13番、中田議員。

議員（13番 中田 恭一君） ということは、ちょっと今の確認ですけども、40万円以内が災害に係らないということですが、例えば、林地でも災害に係るですよ。1割負担でいいですよ、たしか。林地災害については、工事費については1割負担ですけども、土砂の除去をするのは工事費の中に入れてもらえるわけですか、例えば、40万円以下のちょっとした裏の林地災害で、災害に係らないから40万円以下は半額補助するという考えでいいんですか、それとも上から崩れてきて絶対に災害に係るような場所は緊急にのけたら、その分の1割負担でいいとか、土砂除去についても災害の工事の対象の中に入るとですか、それを確認したいと思います。

議長（牧永 護君） 産業経済担当理事。

産業経済担当理事（牧山 清明君） 林地の場合、早急に崩土除去をしなければならないという問題点があります。この災害補助対象になれば、その分も見ることができるわけですけども、実際早急に家に係ってる状況でございますので、その分は補助には実際見れない状況になります。というのは、査定前に取り除いてしまうということになりますので、ですから、必ず林地の補助対象というのは、家に、住宅に係らなければならないということになっております。物置とか、こういったところは該当にならないわけでございます。そうしますと、必然的に土砂を除かなければならないということになってまいりますので、補助の対象にはなるわけでございますが、皆さん、事業前に事前に崩土除去をなさってるわけでございます。その2分の1を助成をしているということでございます。

議長（牧永 護君） 中田議員。

議員（13番 中田 恭一君） そうなると、余計負担が大きくなるんですよ。農地は40万円以下が災害に係らないから、土砂の除去だけを40万円以下でほとんどできるから、工事費が40万円以上超すことないわけですから、ということは20万円で済むわけですよ。

ところが、林地の大きく住宅に崩れてきた分は、結局土砂撤去については全然補助金で見てないということは、実際にすぐよけにゃいかんから林地の事業対象にならない。ということは土砂除去だけで50万円、60万円かかるところざらにあるんですよ。わかるでしょ。20万円以内の土砂除去なら1週間待って、危なくなくなってから除去してもいいんですけども、大きいやつ

はすぐ除去せんと、家まで来てしまつとるんですよね。それが事業対象外ということは、土砂の除去だけでどうかしたら人力でやりますと、70万円、80万円かかりますよ。それを2分の1しか見ないというたら、かなり負担がかかってくるんですよね。そう思いませんか。そうせんと、林地ですぐに除去しなきゃいかんから補助をしてやるのが本来の形と思いますけども、事業費にも入らんで、自分たちで事前着工みたいなことでやるものだから、補助の対象になりませんということになれば、そこをカバーしてやらんと、80万円、70万円の土砂除去費かかって20万円しかないと、残り60万円、手出しで土砂の除去をせにゃいかんということになるとですよ。その辺ちょっと不合理に思いませんか。

議長（牧永 護君） 産業経済担当理事。

産業経済担当理事（牧山 清明君） ただいまの質問でございますが、先ほど言いますように住宅に係ったものを除去してるわけございまして、係ったものをすべて除去してあるわけではないわけです。ですから、早急に取り除かなければならないところ、家にそのまましておくと、家の中にまた雨が降って、雨なんかが入るという場合があります。ですから、そういったものを取り除いてもらう費用を単独で2分の1を出してるわけでございます。ですから、補助に係る大きな70万円も80万円も土砂除去をなさってある例は、今のところ私は記憶がありません。ですから、中田議員言われることもわかります。実際は、補助対象になった場合は40万円以上、泥を除去するという事は皆さんなさらなくて、補助事業の中で崩土除去の分を対象として見るということになっております。（発言する者あり）

議長（牧永 護君） 一応3回を超しておりますけど、緊急な課題でございますので、発言を認めます。

議員（13番 中田 恭一君） 非常におかしいと思いますよ、僕は。家に係った泥だけよけるというのは無理です。土砂上から全部来てるんですよ。家に係った分だけ、半分だけのけるとか、3分の1だけのけていくというのはやれんとですよ。だから、家のほう掘ってくれば、上からどんどん崩れた分が落ちてくるんですから、実際に今度勝本で1件あってますよ。僕も見に行きました。泥出しの加勢にも行きました、業者が忙しくてやれんということで。非常にかかっております、金が。だから、言ってるんですよ。家の裏に崩れてきとるんですから、ほとんど8割方取ってしまわんと、また家に崩れかかってくるんですよ。2次災害、3次災害で、どんどんどんどん泥が流れてくるんですよ。

ですから、非常に土砂除去に金がかかっている状況ですので、そういう高額な金額になるところに限っては、住居に限ってはもう少し補助率を上げてやらんと僕は大変だと思っておりますし、ぜひ現地も見に行つて 多分現地も見に行つてあると思いますが、そう簡単に家にかかった分だけ土砂を除去するというのは非常に難しいことです。ちょこっとだけ取つて、また2次災害、

3次災害って、どんどんどんどん泥が流れてきやすくなるんですから、崩れているんですから、その辺もう少し検討していただきたいと思いますし、現地も十分見ていただいて検討していただきたいと思います。何回もなりますので、終わります。

議長（牧永 護君） 10番、豊坂議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） 今の関連質問ですが、この70カ所の分で、今緊急的なものということで上がっておりますが、この中で林地災害復旧事業に対応する、適用するような箇所が何十カ所あるか、この70カ所の中にですね。その中の分の一部、例えば、100万円の除去が必要になる場合もあります。その分について平均すると、70カ所やれば1カ所当たり15万円しかありませんね。補助金がですよ。20万円の限度額が15万円平均やれば、70カ所やれば、この金額になるわけですが、大体林地災害復旧事業の対象になる見込み、この件数が現在のところ周知がしてあれば教えてください。

議長（牧永 護君） 産業経済担当理事。

産業経済担当理事（牧山 清明君） 現在、現地の調査をいたしたのが75件ございます。予算の要求の時点では70カ所で現在いたしておりますが、昨日も災害の現地の連絡が入りましたので、それを含めまして75カ所でございます。そのうち補助対象が23地区になろうかと思っております。事業費で9,200万円の予定をいたしております。

議長（牧永 護君） ほかにありませんか。3番、音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 中田議員の質問に関連をいたしますが、こうした事例はどうかを再度お尋ねをいたします。住居に泥が進入した、上の崩落した地番は雑種地であり、その方の持ち物である、そうした場合に災害の対象となり得るのか、ならないというような見識を示しておられましたので、どういう事例でならないのか、その件に関してお尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 産業経済担当理事。

産業経済担当理事（牧山 清明君） 農地災害は、あくまで農地でございます。ですから、崩れたところが雑種地であれば、災害復旧に係らないということになります。ですからまた、現在、先ほどから話がありますが、林地についても山でないと、そして、なおかつ住宅に土砂が係らないと対象となりません。ですから、あと保安林の指定を受けるとかということじゃないと、山林、あるいは現地等の崩れた部分については事業対象とならないということになります。

議長（牧永 護君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） そうすると、現況では泣き寝入りせざるを得ないというのが現状であろうかと考えます。そうしたときに災害復旧費、市が単独災害では認めるわけですね。単独災害で認めないとするならば、すべて個人の負担を強いられるという現況になると思います。これこそ大変なことだと思っんですね。仮に2分の1を市が単独災害として認定をした場合に、

2分の1の上限は幾らなのか、その金額を含めてお示しを願いたい。

議長（牧永 護君） 産業経済担当理事。

産業経済担当理事（牧山 清明君） 単独、先ほど話がありました。これは石田の事例と思うんですが、崩れたところが原野ということで、災害に係らないということで私も聞いておりますけれども、これは先ほど言いますように農地の災害復旧というのは農地を守ると、原野は結局投資効果がないということで補助対象から外れてるわけでございます。

また、単独でどこまで見るかということでございますが、最高40万円で、40万円以上かかるということは補助災害復旧で見れますので、農地については40万円ということになっております。

議長（牧永 護君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 産業経済担当理事、私が何を聞きたいかというのは、当然農地災害であれば、40万円以上になれば公共災害として認定をされるということは百も承知でお尋ねをしております。単独災害として、市としてそうした場合に見るすべはないのかということをお願いしてあげてますよ。市として公共災害に認定されない、そうした事例を市として単独で見るとは考えられないのですかと、方策はないのですかとということをお願いしてあげてますから。

議長（牧永 護君） 産業経済担当理事。

産業経済担当理事（牧山 清明君） 私ちょっと今、音嶋議員さんの質問の趣旨がちょっと理解できません。申しわけございません。（発言する者あり）はい、よろしく願います。

議長（牧永 護君） 理事、農地じゃなかった場合はどうするかと言ってるんです。農地でない場合でしょ。

産業経済担当理事（牧山 清明君） 農地でない場合は、補助がないということです。単独災害もないということで御理解をいただきたいと思います。（発言する者あり）済いません。いいですか、（発言する者あり）質問は原野ということですか、家の裏の原野ですね。（発言する者あり）はい、わかりました。それは単独ではありません。やっております。

以上です。

議長（牧永 護君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 私は、かなりそうした事例が生じてくると思うんですね。特に、壱岐の場合は背戸山がございまして、背戸山が崩落をすると、住居に甚大な影響を及ぼすと、そうしたことも今後は考慮して、ひとつ市としての指針を示していただきたい。今回はそういうことであれば、これ以上言っても仕方がありませんので、市長、今後はそういうこともひとつ視野に入れて検討を願えないでしょうか、見解を求めます。

議長（牧永 護君） 市長。

市長（白川 博一君） 住居につきましては、ある意味保険等もございましょう。それから、国が示しております林地であるとか、どうして林地しかいけないのかということ、そういったこともちゃんと調べて、何で原野は自然災害にならないのかと、それは省庁間の補助のあり方とかいうものもございましょう。そういうのも調べました上で、すべてということにはならないと思いますけれども、住居というのは生命の安全に係る問題でございまして、研究をさせていただきたいと思っております。そしてまた、担当常任委員会ともお話をし、この件については研究をさせていただきたいと思っております。

議長（牧永 護君） 11番、中村議員。

議員（11番 中村出征雄君） 今の関連で、もう一点突っ込んで質問したいと思っておりますが、先ほどから同僚議員が質問しておりますが、本来ならば林地で40万円以上補助対象になるわけですが、2次災害が起こるので、それまで待てないから、要望は多分限度額を上げてもらいたいというのが私の本当の質問の要旨ですよ。ぜひとも限度額を本来ならば40万円以上かかって待たれるなら、公共災害で出せるわけですが、2次災害が起きるので、やむを得ず緊急に泥を除去する場合には60万円、70万円かかると、それが40万円の限度であれば20万円しか補助がない。その限度額を少なくとも撤廃してもらいたいというのが市民の願いであると思っております、その点について再度市長なり、担当理事の説明を求めます。

議長（牧永 護君） 市長。

市長（白川 博一君） その件につきましても研究をさせていただきたいと思っておりますが、限度額撤廃ということにはならないと思っております。なぜかと申しますと、それは見解が分かれるからでございます。「ここで大丈夫だ」と、こっちは言うけども、本人たちは「絶対いかんと、ここまでだ」と、そう言われたときに一体どこまでなのかということになります。ですから、その辺も含めて検討をさせていただきたいと思っております。

議長（牧永 護君） 11番、中村議員。

議員（11番 中村出征雄君） 市長の考え方はわかりますが、やむを得ず、待たれないからやるわけですから、それはぜひ前向きに私は、住宅の場合には特別な配慮が必要と思っておりますので、これ以上は質問しませんが、前向きでぜひ検討してもらいたいと思っております。

終わります。

議長（牧永 護君） 12番、鵜瀬議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） 今回の災害については早急に査定されて復旧されると思っておりますが、特に先ほど来より出ておりました住宅の周辺の被災については、今後、雨等がまた降るようになっております、ゲリラ雷雨等ありますので、特によその自治体では避難勧告のおくれ等々もあって、人災になつたりしておりますので、その辺の判断は早急に、雨が降ったときは、もち

ろん見回りもされるでしょうけども、市長の早急なる決断をされて避難勧告等の、要は、復旧だけではなくて、そういった組織の構築も含めて対処していただきたいということで、要望としてお願いをしておきます。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、質疑を終わります。

お諮りします。承認第8号については、壱岐市議会会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第8号平成21年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについては、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、承認第8号平成21年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについてを採決します。この採決は、起立によって行います。本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、承認第8号平成21年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについては承認することに決定されました。

（第1号の追加1）

日程第11．委員会の閉会中の継続調査の件

議長（牧永 護君） 次に、日程第11、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、壱岐市議会会議規則第104条の規定により、お手元に配付の申し出のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出のとおり

り閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

追加日程第3・発議第4号

議長（牧永 護君） お諮りいたします。 ただいま鵜瀬議員外2人から発議第4号議会広報特別委員会設置に関する決議が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第3として議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第3、発議第4号議会広報特別委員会設置に関する決議を議題とします。

お諮りします。本案については説明、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号議会広報特別委員会設置に関する決議については、説明、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、質疑を終わります。これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから、採決をします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号議会広報特別委員会設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

次に、議会広報特別委員会の正副委員長を決定する必要がありますので、吉岐市議会委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに議会広報特別委員会を招集します。

委員会において、委員長及び副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いします。

委員長の互選に関する職務は、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の委員が行うことになっておりますので、よろしくをお願いします。

なお、委員会の場所は第1会議室と定めます。

それでは、しばらく休憩をします。

午後 1 時52分休憩

午後 2 時00分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報特別委員会の委員長及び副委員長が決定した旨報告を受けましたので、お知らせします。

議会広報特別委員長に 3 番、音嶋正吾議員、副委員長に 1 4 番、榊原伸議員、以上のとおりです。

（第 1 号の追加 1）

日程第 1 2 . 議員派遣の件

議長（牧永 護君） 次に、日程第 1 2、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第 1 5 9 条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

議長（牧永 護君） 以上で予定された議事は終了いたしました。この際、お諮りします。今期臨時会において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第 4 3 条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、平成 2 1 年第 5 回壱岐市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 2 時02分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

臨時議長 市山 繁

議 長 牧永 護

副 議 長 小金丸益明

署名議員 音嶋 正吾

署名議員 町田 光浩

発議第 3 号

平成 21 年 8 月 12 日

吉岐市議会議長 様

提出者 吉岐市議会議員 音嶋 正吾
賛成者 同 上 久保田 恒憲
同 上 呼子 好

吉岐市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び吉岐市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

(提案理由)

吉岐市議会議員定数の改正に伴い、常任委員会委員の定数を改正する必要がある。

吉岐市議会委員会条例の一部を改正する条例

吉岐市議会委員会条例(平成 16 年吉岐市条例第 236 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「9 人」を「7 人」に改め、同条第 2 号中「9 人」を「6 人」に改め、同条第 3 号中「8 人」を「7 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発議第 4 号

平成 21 年 8 月 12 日

吉岐市議会議長 様

提出者 吉岐市議会議員 鷓瀬 和博
賛成者 同 上 町田 正一
同 上 榊原 伸

議会広報特別委員会設置に関する決議について

上記の議案を、別紙のとおり吉岐市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

議会広報特別委員会設置に関する決議

次のとおり議会広報特別委員会を設置するものとする。

記

- | | |
|----------|---|
| 1. 名称 | 議会広報特別委員会 |
| 2. 設置の根拠 | 地方自治法第 110 条及び吉岐市議会委員会条例第 6 条 |
| 3. 目的 | 議会広報の調査及び発行 |
| 4. 委員の定数 | 6 名 |
| 5. 委員の氏名 | 音嶋 正吾 中田 恭一
榊原 伸 町田 正一
呼子 好 鷓瀬 和博 |
| 6. 期間 | 閉会中も継続して調査終了まで |

常任委員会委員名簿

委員会名	委員氏名	備考
総務文教 (定数7人)	音嶋 正吾	
	町田 光浩	委員長
	深見 義輝	
	市山 和幸	副委員長
	中田 恭一	
	市山 繁	
	牧永—護	辞任
厚生 (定数6人)	小金丸 益明	
	町田 正一	委員長
	今西 菊乃	副委員長
	豊坂 敏文	
	中村 出征雄	
	榊原 伸	
産業建設 (定数7人)	久保田 恒憲	
	呼子 好	
	田原 輝男	
	鵜瀬 和博	委員長
	久間 進	副委員長
	大久保 洪昭	
	瀬戸口 和幸	

吉岐市議会運営委員会委員名簿

委員会名	委員氏名	備考
議会運営 (定数6人)	町田 光浩	
	町田 正一	
	豊坂 敏文	委員長
	鵜瀬 和博	
	中田 恭一	
	瀬戸口和幸	副委員長

閉会中継続調査 申出書

委員会名	事 件
議会運営委員会	事件 ・ 本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項 期限 ・ 次期定例会招集日前日まで

議員派遣の件

平成21年8月12日

地方自治法第100条第12項及び苓岐市会議規則第159条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1. 長崎県市議会議員研修会

- (1) 目 的 分権時代に対応した議会の活性化に関する研修
- (2) 派遣場所 有明総合文化会館(島原市)
- (3) 期 間 平成21年8月20日～21日(1泊2日)
- (4) 派遣議員 議長 牧永 護 外議員15名

2. 長崎県後期高齢者医療広域連合議会 平成21年度第2回定例会

- (1) 目 的 定例会出席
- (2) 派遣場所 長崎市
- (3) 期 間 平成21年9月2日～3日(1泊2日)
- (4) 派遣議員 今西 菊乃